

報 告 第 2 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 7 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成22年11月1日

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額	損害賠償の相手方
26万7,330円	(省略)
28万7,078円	(省略)

事故の概要

平成22年10月16日午前11時45分ごろ、市道西原西の土居線（北新町乙1043番7地先路上）において、走行中の軽自動車及び普通自動車が港橋を通過する際、老朽化による水銀灯の倒壊に伴い橋上に垂れ下がってきた引込線に接触し、車両を損傷した。